

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次	
【規則】					
○ 岡山県おかやま旧日銀ホール条例施行規則の一部を改正する規則	文化振興課	○ 道路の区域変更	道路整備課		
○ 岡山県天神山文化プラザ条例施行規則の一部を改正する規則	〃	○ 道路の供用開始	〃		
○ 岡山県行政組織規則の一部を改正する規則	生活衛生課	【公告】			
○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則	〃	○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請	県民生活交通課		
（以上県例規集登載）		○ 岡山県医療審議会からの答申	医療推進課		
【告示】		○ 平成三十年二級建築士試験の実施	建築指導課		
○ 生産者保有米穀及び種子用米穀の廃止	農産課	○ 平成三十年木造建築士試験の実施	〃		
（県例規集登載）		【公安委員会】			
○ 廃物と認定することが困難な放置自動車の処分	航空企画推進課	○ 運転免許試験実施場所等の指定の一部改正	運転免許課		
○ 救急病院の指定	医療推進課				
○ 指定障害児通所支援事業者の指定	障害福祉課				
○ 指定通所支援の事業の廃止の届出	〃				
○ 指定居宅サービス等の事業の廃止	長寿社会課				
○ 指定居宅介護支援の事業の廃止	〃				
○ 漁船保険付保義務発生のための同意の認	水産課				

◎岡山県規則第二号

岡山県おかやま旧日銀ホール条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県おかやま旧日銀ホール条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県おかやま旧日銀ホール条例施行規則（平成十六年岡山県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

別表中

コンデンサー型マイクロホン			一本一時間につき	四一〇円
コンデンサー型マイクロホン			一本一時間につき	四一〇円
録音基本システム			一式一時間につき	三、七〇〇円
録音機材			一台一時間につき	四一〇円

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則

◎岡山県規則第三号

岡山県天神山文化プラザ条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県天神山文化プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県天神山文化プラザ条例施行規則（平成十七年岡山県規則第百十四号）の一部を

次のように改正する。

第十条の表を次のように改める。

ホール										区 分	単 位	基 準 額
バルコニーライト	ボーダーライト	アップーホリゾン トライト	ロアーホリゾン トライト	センターピンスポ ットライト	ピンスポットライト	カッタースポット ライト	パーライト	スポットライト	調光操作卓			
一台一回につき	一台一回につき	一台一回につき	一台一回につき	一台一回につき	一台一回につき	一台一回につき	一台一回につき	一台一回につき	一式一回につき			
一三〇円	一三〇円	一三〇円	一三〇円	一三〇円	四一〇円	三〇〇円	二〇〇円	一〇〇円	一、八〇〇円			

映像関連機器	録音装置	ン タイプン型ワイヤレスマイクロホ	ワイヤレスマイクロホン	ヘッドセット型マイクロホン	ステージボックス	音響操作卓	シーリングライト	プロセニアムライト	サスペンションライト	フロントサイドライト
一式一回につき	一式一回につき	一個一回につき	一本一回につき	一個一回につき	一式一回につき	一式一回につき	一台一回につき	一台一回につき	一台一回につき	一台一回につき
一、 四〇〇円	二六〇円	一二〇円	一三〇円	一二〇円	四〇〇円	一、 〇〇〇円	一三〇円	一三〇円	一三〇円	一三〇円

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第四号

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則

岡山県行政組織規則（昭和四十一年岡山県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十条中第十八号を第十九号とし、第七号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 住宅宿泊事業に関すること（届出等の受理及び指導監督に関するものに限る。）。
第四十一条に次の一号を加える。

七 住宅宿泊事業に関すること（生活衛生課の分掌に属するものを除く。）。
第百五十七条の三第三項中第十八号を第十九号とし、第十号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 住宅宿泊事業に関すること（届出等の受理及び指導監督に関するものに限る。）。

附 則

この規則は、平成三十年三月十五日から施行する。

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月九日

岡山県知事 伊原木 隆太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する

別表第三生活衛生課の部中23の項を24の項とし、11の項から22の項までを一項ずつ繰り下げ、10の項の次に次の一項を加える。

[illegible]

附
則

この規則は、平成三十年三月十五日から施行する。

◎岡山県告示第百九号

昭和三十六年岡山県告示第千五十二号（生産者保有米穀及び種子用米穀）は、廃止する。

平成三十年三月九日

岡山県知事

伊 原 木

隆

太

◎岡山県告示第百十号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自動車の処分について次のとおり告示する。

平成三十年三月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 放置自動車の種類、名称、形状、数量及び自動車登録番号

種類及び名称	形状及び数量	自動車登録番号
小型乗用自動車 ニッサン キューブ	ステーションワゴン 一台	岡山五三三ゆ六七八

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

平成二十九年七月五日

三 放置されている場所

岡山市北区日応寺一二七七（岡山空港駐車場）

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自動車を処分する。

五 担当の組織の名称及び連絡先

岡山県岡山空港管理事務所総務課

岡山市北区日応寺一二七七

電話番号 ○八六―二九四―五五五〇

◎岡山県告示第百十一号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院である。

平成三十年三月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

名 称 岡山博愛会病院

所在地 岡山市中区江崎四五六一二

二 有効期限

平成三十三年三月八日

◎岡山県告示第百十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成三十年三月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

パントーン・フューチャー・スクール中島校

2 所在地

倉敷市中島二六〇九一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

癒toRi18株式会社

2 主たる事務所の所在地

倉敷市児島下の町八一八四

三 指定年月日

平成三十年三月一日

四 事業所番号

三三五〇二〇〇六五九

五 事業の種別

放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

夢門塾ゆうゆう総社

2 所在地

総社市中央六丁目九一〇一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

介護福祉サービス株式会社

2 主たる事務所の所在地

広島県福山市新市町大字新市八八八番地

3 指定年月日

平成三十年三月一日

4 事業所番号

三三五〇八〇〇一六九

5 事業の種類別

放課後等デイサービス

1 事業所の名称及び所在地

1 名称

発達支援事業ハロウ

2 所在地

総社市井手三六六番四

2 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人NK M

2 主たる事務所の所在地

総社市井手三六六番四

3 指定年月日

平成三十年三月一日

4 事業所番号

三三五〇八〇〇一一〇

5 事業の種類別

放課後等デイサービス

1 事業所の名称及び所在地

1 名称

こばんはうすくら 総社東教室

2 所在地

総社市井手五七八ー一オフィス二一 二階二〇一号・二〇二号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

ソアライフ株式会社

2 主たる事務所の所在地

総社市三須四八九ー一三

三 指定年月日

平成三十年三月一日

四 事業所番号

三三五〇八〇〇一七七

五 事業の種別

児童発達支援、放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

おひさま津山河辺事業所

2 所在地

津山市河辺一七〇七番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ミツバファクトリー

2 主たる事務所の所在地

倉敷市松島一一三〇番地の一

三 指定年月日

平成三十年三月一日

四 事業所番号

三三五〇三〇〇一六〇

五 事業の種別

児童発達支援、放課後等デイサービス

平成30年3月9日 岡山県公報 第11971号

◎岡山県告示第百十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があつた。

平成三十年三月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

おひさま津山沼事業所

2 所在地

津山市沼四五〇番地タウンニーハイツB棟二〇一号室

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ミツバファクトリー

2 主たる事務所の所在地

倉敷市松島一一三〇番地の一

三 廃止年月日

平成三十年二月二十八日

四 事業所番号

三三五〇三〇〇一三七

五 事業の種別

児童発達支援

平成30年3月9日 岡山県公報 第11971号

◎岡山県告示第百十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成三十年三月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

岡山赤十字玉野訪問看護ステーション

2 所在地

岡山県玉野市築港五―一六―二五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

日本赤十字社

2 所在地

東京都港区芝大門一―一―三

三 廃止年月日

平成三十年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三六〇四九〇〇二七

五 サービスの種類

訪問看護

介護予防訪問看護

平成30年3月9日 岡山県公報 第11971号

◎岡山県告示第百十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成三十年三月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

スマイルケアプラン

2 所在地

岡山県津山市本町三丁目六番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社マヤ薬局

2 所在地

岡山県津山市本町三丁目六番地

三 廃止年月日

平成三十年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇一九三三

五 サービスの種類

居宅介護支援

◎岡山県告示第百十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたものと認めた。

平成三十年三月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区の名称 岡山加入区

◎岡山県告示第百十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 北房井倉哲西線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
新見市哲多町荻尾字堂ノ前一九六番二地 先から 新見市哲多町荻尾字宮ノ前三七五番一 地 先まで	新	四・〇 一三・六	一九七・九
新見市哲多町荻尾字堂ノ前一九六番二地 先から 新見市哲多町荻尾字宮ノ前三七五番一 地 先まで	旧	四・〇 九・五	一九七・九

◎岡山県告示第百十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	北房井倉哲西線	新見市哲多町荻尾字堂ノ前一九六番二地先から新見市哲多町荻尾字宮ノ前三七五番一地先まで	平成三十年三月九日

〔九四〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成三十年三月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成三十年三月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人かけはし

三 代表者の氏名

猶原 眞弓

四 主たる事務所の所在地

倉敷市水島南春日町二番一九号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者その他日常生活の支援を必要とする人々に対して、地域に根ざした、まごころのこもった助け合い及び居宅サービス・居宅介護支援・日常生活の支援等に関する事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項、会議に関する事項、その他の事業に関する事項及び定款の変更に関する事項

平成30年3月9日 岡山県公報 第11971号

〔九五〕岡山県医療審議会から次のとおり答申があった。

平成三十年三月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 諮問年月日

平成三十年二月二十日

二 答申を受けた年月日

平成三十年二月二十二日

三 諮問及び答申の事項

救急病院等の新規認定について（岡山博愛会病院）

四 その他

答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室、岡山県備前県民局、岡山県備中県民局及び岡山県美作県民局において閲覧することができる。

〔九六〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成三十年二級建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成三十年三月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験の日時及び場所

1 日時

(1) 学科の試験

平成三十年七月一日（日曜日）午前十時から午後五時十分まで

(2) 設計製図の試験

平成三十年九月九日（日曜日）午前十一時から午後四時まで

2 場所

岡山県立岡山工業高等学校

（岡山市北区伊福町四丁目三番九二号）

二 受験資格

1 学科の試験

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者

2 設計製図の試験

学科の試験に合格した者。ただし、平成二十八年又は平成二十九年の二級建築士試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。以下同じ。）において学科の試験に合格した者にあつては、申請により、本年の学科の試験を免除する。

三 受験手数料

所定の額

四 受験申込手続

1 郵送による受験申込み

過去に二級建築士試験の受験をしたことがある者のうち受験申込書に平成二十九年以前の二級建築士試験の受験票若しくは可否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で勤務先の証明書若しくは住民票の写しが添付されている者に限り行うことができる。

(1) 受験申込受付期間

- (2) 平成三十年四月二日（月曜日）から同月十六日（月曜日）まで
受験申込方法

次の宛先に必ず簡易書留で郵送すること。（平成三十年四月十六日の消印のあるものまで有効）

〒一〇二ー〇〇九四 東京都千代田区紀尾井町三番六号 紀尾井町パークビル
公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

2 インターネットによる受験申込み

平成十六年以降に二級建築士試験の受験申込みをした者のうち、受験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(1) 受験申込受付期間及び時間

平成三十年四月九日（月曜日）午前十時から同月十六日（月曜日）午後四時まで

(2) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaenic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

3 受付場所における受験申込み

(1) 受験申込受付期間及び時間

平成三十年四月十九日（木曜日）から同月二十三日（月曜日）までの午前十時から午後五時まで

(2) 受付場所

一般社団法人岡山県建築士会事務局会議室

（岡山市北区内山下一丁目三番一九号 建築会館五階）

(3) 受験申込方法

受験申込書は、原則として(2)の受付場所に申込者本人が直接提出すること。

五 可否の通知

1 学科の試験

平成三十年八月二十一日（火曜日）頃に、本人に直接通知する。

2 設計製図の試験

平成三十年十二月六日（木曜日）頃に、本人に直接通知する。

六 受験申込書の配布

1 郵送による配布

(1) 請求期間

平成三十年三月二十六日（月曜日）午前十時から同年四月六日（金曜日）午後五時まで

(2) 配布期間

平成三十年四月二日（月曜日）から同月十三日（金曜日）まで（料金着払いにより郵送する。）

(3) 請求方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページからインターネットにより請求し、又はFAXで次の宛先に請求すること。（FAXにより請求する場合にあつては、氏名、送付先住所、電話番号、試験種別（二級）及び申込区分（学科の試験から）又は「設計製図の試験のみ」を明記すること。）

公益財団法人建築技術教育普及センター 受験申込書配布係

FAX ○四二―六二八―三五五〇

2 配布場所における配布

(1) 配布場所

ア 一般社団法人岡山県建築士会事務局

（岡山市北区内山下一丁目三番一九号 建築会館四階）

イ 倉敷市建設局建築部建築指導課

（倉敷市西中新田六四〇）

ウ 津山市都市建設部建築住宅課

（津山市山北五二〇）

(2) 配布期間及び時間

ア (1)アの場所

平成三十年四月二日（月曜日）から同月二十三日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）並びに同月二十一日（土曜日）及び同月二十二日（日曜日）の午前九時三十分から午後五時（ただし、同月二十三日（月曜日）にあつては、午後四時）まで

イ (1)イ及びウの場所

平成三十年四月二日（月曜日）から同月二十三日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時三十分から午後五時（ただし、同月二十三日（月曜日）にあつては、午後四時）まで

七 その他

1 設計製図の試験の課題の発表

平成三十年六月六日（水曜日）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において公表する。

2 受験に際する特別措置

受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、受験申込時にその旨を申し出ること。

〔九七〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成三十年木造建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成三十年三月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験の日時及び場所

1 日時

(1) 学科の試験

平成三十年七月二十二日（日曜日）午前十時から午後五時十分まで

(2) 設計製図の試験

平成三十年十月十四日（日曜日）午前十一時から午後四時まで

2 場所

岡山県立岡山工業高等学校

（岡山市北区伊福町四丁目三番九二号）

二 受験資格

1 学科の試験

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者

2 設計製図の試験

学科の試験に合格した者。ただし、平成二十八年又は平成二十九年の木造建築士試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。以下同じ。）において学科の試験に合格した者にあつては、申請により、本年の学科の試験を免除する。

三 受験手数料

所定の額

四 受験申込手続

1 郵送による受験申込み

過去に木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち受験申込書に平成二十九年以前の木造建築士試験の受験票若しくは可否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で勤務先の証明書若しくは住民票の写しが添付されている者に限り行うことができる。

(1) 受験申込受付期間

- (2) 平成三十年四月二日（月曜日）から同月十六日（月曜日）まで
受験申込方法

次の宛先に必ず簡易書留で郵送すること。（平成三十年四月十六日の消印のあるものまで有効）

〒一〇二ー〇〇九四 東京都千代田区紀尾井町三番六号 紀尾井町パークビル
公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

2 インターネットによる受験申込み

平成十六年以降に木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、受験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(1) 受験申込受付期間及び時間

平成三十年四月九日（月曜日）午前十時から同月十六日（月曜日）午後四時まで

(2) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaenic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

3 受付場所における受験申込み

(1) 受験申込受付期間及び時間

平成三十年四月十九日（木曜日）から同月二十三日（月曜日）までの午前十時から午後五時まで

(2) 受付場所

一般社団法人岡山県建築士会事務局会議室

（岡山市北区内山下一丁目三番一九号 建築会館五階）

(3) 受験申込方法

受験申込書は、原則として(2)の受付場所に申込者本人が直接提出すること。

五 可否の通知

1 学科の試験

平成三十年九月四日（火曜日）頃に、本人に直接通知する。

2 設計製図の試験

平成三十年十二月六日（木曜日）頃に、本人に直接通知する。

六 受験申込書の配布

1 郵送による配布

(1) 請求期間

平成三十年三月二十六日（月曜日）午前十時から同年四月六日（金曜日）午後五時まで

(2) 配布期間

平成三十年四月二日（月曜日）から同月十三日（金曜日）まで（料金着払いにより郵送する。）

(3) 請求方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページからインターネットにより請求し、又はFAXで次の宛先に請求すること。（FAXにより請求する場合にあつては、氏名、送付先住所、電話番号、試験種別（木造）及び申込区分（学科の試験から）又は「設計製図の試験のみ」を明記すること。）

公益財団法人建築技術教育普及センター 受験申込書配布係

FAX ○四二―六二八―三五五〇

2 配布場所における配布

(1) 配布場所

一般社団法人岡山県建築士会事務局

（岡山市北区内山下一丁目三番一九号 建築会館四階）

(2) 配布期間及び時間

平成三十年四月二日（月曜日）から同月二十三日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）並びに同月二十一日（土曜日）及び同月二十二日（日曜日）の午前九時三十分から午後五時（ただし、同月二十三日（月曜日）にあつては、午後四時）まで

七 その他

1 設計製図の試験の課題の発表

平成三十年六月六日（水曜日）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において公表する。

2 受験に際する特別措置

受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、受験申込時にその旨を申し出ること。

◎岡山県公安委員会告示第二十九号

平成二十八年岡山県公安委員会告示第二十四号（運転免許試験実施場所等の指定）の一部を次のように改正する。
平成三十年三月九日

表中

二 運転免許試験（小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許並びに仮免許を除く。）のうち、適性試験		二 運転免許試験（小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許並びに仮免許を除く。）のうち、適性試験	
二 特定地域に住所地を有する者で、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十七条の二第一項第三号の規定により運転免許試験の一部免除の適用を受けるもの（やむを得ない理由により失効した者については、それを証明する書面を有する者で、その免許が失効した日から起算して六月を経過しないものに限る。）		一 特定地域に住所地を有する者で、倉敷自動車教習所、玉野自動車教習所、高梁自動車学校、稲荷自動車教習所、新見自動車教習所、新倉敷自動車学校、倉敷自動車学校、笠岡自動車学校、クラブウッドライビングスクール、倉敷マスカット自動車学校又は倉敷マスカット大型自動車学校の発行する卒業証明書を有するもの	
		二 特定地域に住所地を有する者で、倉敷自動車教習所、玉野自動車教習所、高梁自動車学校、稲荷自動車教習所、新見自動車教習所、新倉敷自動車学校、倉敷自動車学校、笠岡自動車学校、クラブウッドライビングスクール、倉敷マスカット自動車学校又は倉敷マスカット大型自動車学校の発行する卒業証明書を有するもの	

を

三 小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許の運転免許試験（以下「小特等の試験」という。）のうち、適性試験		第五百号）第九十七条の二第一項第三号の規定により運転免許試験の一部免除の適用を受けるもの（やむを得ない理由により失効した者については、それを証明する書面を有する者で、その免許が失効した日から起算して六月を経過しないものに限る。）
三 小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許の運転免許試験（三の項において「小特等の試験」という。）		岡山県内に住所を有する者
三 小特等の試験		岡山県内に住所を有する者
四 小特等の試験のうち、適性試験		特定地域に住所を有する者で、道路交通法第九十七条の二第一項第三号の規定により運転免許試験の一部免除の適用を受けるもの（やむを得ない理由により失効した者については、それを証明する書面を有する者で、その免許が失効した日から起算して六月を経過しないものに限る。）

に、

を

に改める。

附 則
この告示は、公布の日から施行する。